

豊島区総合防災情報システム
構築業務委託
プロポーザル提案募集要項

令和6年4月

豊島区 総務部 防災危機管理課

目次

1. 業務目的	1
2. 業務内容	1
3. 履行期間	1
4. 予定上限価格	1
5. 参加資格	2
6. 受託者選定スケジュール（予定）	2
7. 参加受付	2
8. 参加資格の確認・書類送付	3
9. 質問受付及び回答	3
10. 企画提案書の提出	4
11. 企画提案書作成要領	4
12. 概算見積書作成要領	5
13. 企画提案書の内容確認	6
14. 審査方法	6
15. 審査基準	7
16. 受託候補者の選定方法	7
17. 契約の締結等	8
18. その他	8
19. 提出・問合せ先（事務局）	8

豊島区総合防災情報システム構築業務委託プロポーザル提案募集要項

豊島区総合防災情報システム構築業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1. 業務目的

近年、東日本大震災や熊本地震等の大規模地震、平成30年7月豪雨や令和元年台風19号、直近では能登半島地震等、相次ぐ自然災害により日本各地で甚大な被害が発生している。大規模自然災害では、建物や火災被害の発生、気象や河川の状況といった、あらゆる情報の把握の遅れが応急活動や被災者支援に大きな支障をもたらすことが課題として露呈した。

情報の伝達手段が多様化する中で、誤った情報が被災地を混乱させる状況も発生し、行政が正確な情報を、SNSを含め様々な手段を活用して発信することの重要性も増している。さらに、豊島区では、外国人登録者数が総人口の1割を超える中、情報伝達手段の多様化や体制整備も課題となっている。

現行「総合防災システム」は、導入より8年が経過し、機器類の保守期限を迎え、機器の故障が多発している。また、現状のオペレーションは、無線や電話で得た情報を、総合防災システムに入力したのち、別システムを介して発信するため、人手と時間を要し、なおかつ転記・伝達ミスといった懸念も有している。

そこで、今後起こり得る災害に備え、情報収集並びに情報発信、情報共有機能等を有し、情報の一元管理により、迅速な意思決定・災害対応を実現する新システムを導入し、区の災害対応力のさらなる強化を図ることを目的とする。

2. 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本システムの設計
- (2) 本システムの構築及び導入
- (3) 本稼働に向けた支援（操作研修、訓練支援、その他本稼働に向けて必要となる事項）
- (4) 本システムの運用支援・保守
※運用支援・保守については別途契約の締結を予定している。

3. 履行期間

- (1) システム構築期間：契約締結の日から令和7年3月31日
※システム本稼働は令和7年4月を予定
- (2) 運用保守期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日（契約期間は年度単位）
※運用保守は1年ごと契約更新予定

4. 予定上限価格

- (1) 構築業務委託

89,100,000円（税込）

(2) 運用・保守委託

13,310,000円（税込）（1年あたり）

※上記金額は予定上限価格であり、予算の範囲内で契約するものとする。

5. 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。参加資格確認後、条件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 豊島区における競争入札参加資格を有していること。資格を有していない場合、参加意向申出書の提出時まで東京電子自治体共同運営電子調達サービスより入札参加資格登録申請を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、豊島区競争入札参加停止措置及び指名停止措置要綱(平成20年8月1日総務部長決定)による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱(平成21年3月6日総務部長決定)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 官公庁で同業務における実績又は契約予定(契約締結済み)のものがあること。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 過去2年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状況にないこと。
- (7) 事業者として「プライバシーマーク」の付与認定(過去3年間で一時停止の措置等を受けていないこと)を受けていること、及び本業務の担当部署が「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS(ISO/IEC27001))」を取得していること。

6. 受託者選定スケジュール(予定)

4月1日(月)	参加者募集開始(区ホームページへ募集要項等掲載)
4月19日(金)	参加受付締切
4月26日(金)	参加資格確認結果通知
4月30日(火)	質問受付開始
5月7日(火)	質問受付締切
5月8日(水)	企画提案書等受付開始
5月13日(月)	質問回答送付
5月24日(金)	企画提案書等受付締切
6月7日(金)	第一次審査結果通知
6月18日(火)	プレゼンテーション(第二次審査)
6月21日(金)	最終審査結果通知送付
7月1日(月)	契約締結(予定)

7. 参加受付

(1) 受付期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月19日(金)

※土・日・祝日を除く、開庁日の午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類（各1部）

	提出書類	記入内容・注意点等	様式
1	参加意向申出書		様式1
2	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	発行後3か月以内のもの	任意様式
3	財務諸表	・損益計算書 ・貸借対照表 (いずれも直近のもの)	任意様式
4	納税証明書	・法人事業税の納税証明書 ・法人税の納税証明書その1 ・消費税及び地方消費税の納税証明書 その1 (いずれも直近のもの)	任意様式
5	事業者概要	代表者氏名・設立年月日・資本金・ 従業員総数・業務内容等	任意様式
6	個人情報保護措置関係書類	・プライバシーマーク及びISO27001等 取得を証明する書類の写し(直近の もの) ・上記資格を有しない場合には、資格を 取得していない理由書及び保護措置 を講じていることがわかる内規等関 係書類	任意様式

*豊島区における競争入札参加資格を有するものは、上記2～5を省略することができる。

(3) 提出先

「19. 提出・問合せ先」まで直接持参（郵送不可）。

8. 参加資格の確認・書類送付

(1) 参加資格確認結果通知

参加意向申出書を提出した者について参加資格の確認を行い、令和6年4月26日（金）（予定）までに結果を電子メールにより通知する。なお、参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由をあわせて通知する。

(2) 書類の送付

参加資格を認めたものに対し、結果を参加意向申出書記載の電子メールアドレス宛に送付する。

9. 質問受付及び回答

(1) 本件プロポーザルに関して質問がある場合、質問書（様式2）に記入し、下記のとおり電子メール宛てに提出すること。なお、他の方法での質問には応じない。

【宛先】豊島区 総務部 防災危機管理課 訓練グループ

【件名】（会社名）豊島区総合防災情報システム構築業務委託プロポーザルに関する質問

【電子メールアドレス】A0011101@city.toshima.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年4月30日（火）～令和6年5月7日（火）午後4時

(3) 回答方法

令和6年5月13日（月）までに、全提案者に電子メールで回答する。

(4) その他

質問書の内容に疑義が生じた場合は、豊島区から質問者へ電話で問い合わせる場合がある。

10. 企画提案書等の提出

上記8. にて参加資格が認められたものには、以下のとおり書類の提出を要請する。

(1) 受付期間

令和6年5月8日(水) ～ 令和6年5月24日(金)

※土・日・祝日を除く、開庁日の午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

	提出書類	記入内容・注意点等	様式	部数
1	企画提案書 (正本)	・表紙に事業者名を記載すること。 ・「11. 企画提案書作成要領」を参考に作成すること	様式3 (表紙として使用) 本文は任意様式	1部
2	企画提案書 (副本)	・社名がわかる記載は提案書の中身も含めて行わないこと。(表紙の事業者名は空欄とする) ・社名の記載以外は企画書正本と同様	任意様式	9部
3	機能要件一覧	・各項目について実施可否を記入すること。	様式4	1部
4	概算見積書	・「12. 概算見積書作成要領」を参考に作成すること。 ・当様式の見積書とは別に任意様式の見積書を併せて提出すること。	様式5	1部
5	事業実績報告書	・多数の実績がある場合、行を適宜追加して記入すること。	様式6	1部

(3) 提出先

書面及び電子データを提出すること。

① 書面

「19. 提出・問合せ先」まで直接持参(郵送不可)

② 電子データ

下記のとおり、電子メール宛てに提出すること。

【宛先】豊島区 総務部 防災危機管理課 訓練グループ

【件名】(会社名)豊島区総合防災情報システム構築業務委託プロポーザル企画提案書等

【電子メールアドレス】A0011101@city.toshima.lg.jp

11. 企画提案書作成要領

(1) 全般

・A4判1頁でサマリーを添付すること。

・企画提案書は、表紙のみ片面印刷、その他は両面刷りとし、A4判縦・横書き・本文10ポイント

以上で作成すること。但し、イメージ図等必要に応じA3判での作成を可とする。

- ・目次を作成し、各ページの下部に通し番号を付すること。
- ・企画提案書のページ数は100頁以内とすること。A4両面刷り、A3片面は2頁換算とする。
(表紙・目次・サマリーはページ数に含まない。)
- ・左側2カ所をステープラ等で留め、項番ごとにインデックスを付けること。
- ・用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左側にすること。
- ・本文中には事業者の名称、その他事業者が特定される情報を記載しないこと。
- ・図及び表等には、文章における関係箇所が判別可能な図表番号を付けること。
- ・所定の様式に従っていない等、提出書類に不備がある場合は失格となる場合がある。

(2) 提案内容

- ・記載事項の順序は、別紙「企画提案書記載項目」の順序と同一にし、変更を行わないこと。
- ・項目に沿わない記述があった場合、当該部分の記述に関しては評価対象としない。
- ・提案内容は全て実現可能なものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ・企画提案書の記述内容に不整合等があった場合は、本区に有利と思われる記述内容を正とみなす。
- ・企画提案書は、情報システムの専門家以外の者が理解できるよう、日本語で十分に分かり易い記述とすること。なお、必要に応じて用語解説等を記載すること。

12. 概算見積書作成要領

企画提案者は、以下の点に留意し、概算見積書を作成すること。

- ・概算見積書は「仕様書」、様式4「機能要件一覧」等に掲げる要件を十分留意し作成すること。
- ・概算見積書の様式は、様式5のとおり。作成にあたっては、下記(1)(2)の工程ごとに費用を提示すること。また、各工程の合計金額を表紙に記載すること。なお、概算見積書は表紙、工程順に綴ること。
- ・下記(1)(2)に示す【内訳項目】(丸数字の項目)に要する費用を概算見積書の該当箇所に記入すること。
- ・各工程の積算期間は以下のとおりとする。
- ・当該様式の見積書とは別に、任意様式の経費見積書も併せて提出すること。

(1) システム構築工程に係る費用

下記(2)に含まれない項目は、全て(1)システム構築工程に係る費用の内訳に含めること。

【積算期間】

契約締結日から令和7年3月31日

【内訳項目】

- ①概算見積書の内訳欄に記載されている項目について、要する費用を提示すること。
- ②様式4「機能要件一覧」で「オプション・代替方法」で実現するとしたもので費用が発生するものは、当該項目番号と金額を概算見積書のオプション等内訳表に記入すること。
- ③概算見積書の内訳欄に記載されている項目以外で費用が発生する場合は、適宜行を追加して記載すること。

(2) システム保守工程に係る費用(別途契約)

【積算期間】

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間・60か月)を想定

※見積は年度ごとに金額を示すこと。

【内訳項目】

- ①概算見積書の内訳欄に記載されている項目について、要する費用を提示すること。
- ②様式4「機能要件一覧」で「オプション・代替方法」で実現するとしたもので費用が発生するのは、当該項目番号と金額を概算見積書のオプション等内訳表に記入すること。
- ③概算見積書の内訳欄に記載されている項目以外で費用が発生する場合は、適宜行を追加して記載すること。

13. 企画提案書の内容確認

提案者は、企画提案書の内容について区から質問を受けた場合、その都度指定された期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は電子メールで行う。なお、回答内容も提案の一部として取り扱う。

14. 審査方法

選定は、区が設置する豊島区総合防災情報システム構築業務委託プロポーザル方式業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、提案書等の内容に照らして採点のうえ順位付けし、最も適当と認める提案者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合でも、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

企画提案書等の内容を審査し、上位3者を選定する。審査結果は合否に関わらず、令和6年6月7日（金）（予定）までに電子メールで通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査合格者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーションにより総合的な審査を行う。

①実施日：令和6年6月18日（火）（予定）

時間等の詳細については提案者ごとに別途通知する。

②発表時間

- ・発表・質疑応答時間は概ね50分間とする。

（プレゼンテーション35分、質疑応答15分）

③実施概要等

（ア）提案書を基にプレゼンテーションを行うこと。

（イ）提案書の説明の他に、デモ環境がある場合には、以下の内容についてシステムの実際的な操作を行うこと。

○防災情報システム

- ・地図を背景とした災害情報の登録
- ・庁内連絡機能
- ・被害情報登録・集約機能
- ・避難情報発令機能
- ・防災ポータル、防災アプリ連携機能
- ・他システムとの連携機能(情報発信)

○防災ポータル

- ・平時と災害時のモード切替
- ・防災システム、防災アプリ連携機能

- ・避難情報の参照
- ・救援センター情報の参照

○防災アプリ

- ・プッシュ通知機能
- ・防災システム、防災ポータル連携機能
- ・被害情報報告機能
- ・地図機能
- ・コミュニティ機能

(ウ) 導入時及び運用時（導入後）のサポートについて説明すること。

(エ) プロジェクター、接続ケーブル、スクリーンは区が用意するが、接続用のパソコンは提案者が持参すること。

(オ) 発表者は3名以内（パソコン操作者含む）とする。

(カ) 公正を期するため会社名等は伏せて行うこと。

④審査の結果通知：令和6年6月21日（金）（予定）

評価点が最も高い者を受託候補者として決定する。結果は電子メールで通知する。

15. 審査基準

(1) 第一次審査：書類審査

概算見積書及び企画提案書の「価格点」と「技術点」の合計点で評価を行う。

配点は以下のとおり。

価格点	技術点
200点	500点

(2) 第二次審査：プレゼンテーション・総合審査

第一次審査（書類審査）に加え、プレゼンテーションの内容で「実技点」を評価する。

配点は以下のとおり。

実技点
300点

<主な評価内容>

- ・基本認識
- ・業務実施体制
- ・提案するシステム
- ・ページデザイン
- ・他システムとの連携
- ・保守管理体制
- ・その他の提案

16. 受託候補者の選定方法

- (1) 選定委員会において、一次評価結果及び二次評価結果に基づいて総合的な評価を行い、最終的な順位を決定し、最上位者を受託候補事業者とする。

- (2) 同点で一位が複数ある場合、選定委員会で協議のうえ選定する。
- (3) 審査結果については、自己の結果のみを電子メールで通知する。
- (4) 評価内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとする。

17. 契約の締結等

- (1) 業務の契約については、特定した受託候補者と締結する。
- (2) 受託候補者が辞退した場合、または特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合、「16. 受託候補者の選定方法」で順位付けした受託候補者の順に契約交渉をする。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定や競争入札等で不利益な取扱いを受けるものではない。

18. その他

- (1) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 区は提出された書類を受託候補者選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 受託事業者に重大な瑕疵があった場合や、業務遂行能力がないと認められた場合等は、契約期間中であっても契約を解除できるものとする。詳細は契約書で定めるものとする。
- (7) 参加意向申出書を提出した後、プロポーザルへの参加を辞退する場合、参加辞退届（様式7）を提出すること。

19. 提出・問合せ先（事務局）

豊島区 総務部 防災危機管理課 訓練グループ

担 当：井出

住 所：豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎5階

電 話：03-4566-2574

メール：A0011101@city.toshima.lg.jp